

# 山県市四国山香りの森公園・香り会館指定管理者候補者選定要領

## 1. 施設の名称

山県市四国山香りの森公園・香り会館

## 2. 選定要領の位置づけ

この選定要領は、指定管理者候補者選定委員会が、上記施設の指定管理者として、施設を管理・運営するのに最適な団体を選定するための方法等を示す。

## 3 審査方法

提出された指定管理者指定申請書等の内容及び申請団体ヒアリングに基づき、募集要項に定めた選定基準評価項目について、各委員（委員長、副委員長を含む。）が採点し、審査を行う。

## 4 候補者の選定方法

指定管理者候補者の選定は、総合点数方式により決定する。

具体的な選定方法は、次に示すとおりとする。

- (1) 申請団体の得点は、各委員の点数の和（以下「総得点」という。）とする。
- (2) 総得点が、採点に加わった委員全員が全項目を標準点と評価した場合の総得点に満たない申請団体は指定管理者候補者とししない。
- (3) 2人以上の委員が、1点又は0点と評価した項目が2項目以上ある申請団体は、指定管理者候補者とししない。
- (4) 上記（2）又は（3）に該当しない申請団体のうち、獲得した総得点が最も高かった申請団体を指定管理者候補者として決定する。
- (5) 総得点の最も高い申請団体が複数ある場合は、当該団体の中から委員全員（委員長、副委員長を含む。）の投票により決定する。

## 5 評価基準

8点評価項目	5点評価項目	評価の基準
8	5	とくに優れていると考えるレベル
6	4	通常のレベルに比べて優れていると考えるレベル
4	3	通常はこの程度やるべきと考えるレベル（標準点）
2	2	通常のレベルに達していないと考えるレベル
1	1	通常のレベルに達してなく、問題と考えるレベル
0	0	記載等がなく、評価することができない

※採点は、8点評価項目については0から8まで、5点評価項目については0から5までの整数で行うものとする。

山県市四国山香りの森公園・香り会館指定管理者候補者選定基準・選定方法

評価項目及び配点

選定基準	事業計画書 番号	No.	評 価 項 目	配点	標準点	選定 基準別 配点
1. 市民の公平な利用を確保できるものであること。	1	1	管理運営に関する基本方針	5	3	15
	2	2	コンプライアンス(法令遵守)及び管理の基準等に対する具体的対応	5	3	
	3	3	その他(市民の公平な利用に関する提案等)	5	3	
2. 施設の効用が最大限発揮されるものであること。	4	4	四国山香りの森公園及び香り会館の役割の理解と課題の認識	8	4	77
	5	5	ハーブ園の再整備・活用に関する提案	8	4	
	6	6	利用者サービスの向上に関する提案	8	4	
	7	7	利用者増、収益向上への取組みに関する提案	8	4	
	8	8	指定管理期間内に開設から30年が経過する四国山香りの森公園及び香り会館のリニューアル計画に関する提案 ※事業化は未定	8	4	
	9	9	自主事業の企画	8	4	
	10	10	行政・地元市民や学校等との連携及び地域との協働に関する提案	8	4	
	11	11	施設・設備の維持管理の適正性	8	4	
	12	12	利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	5	3	
	13	13	その他(施設の効用の発揮に関する提案等)	8	4	
3. 施設の適切な管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	14	14	指定期間内に市が支払う指定管理料の提案額	8	4	23
	15	15	業務遂行のための適切な経費の積算	5	3	
	16	16	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方	5	3	
	17	17	その他(経費縮減に対する提案等)	5	3	
4. 事業計画書の内容に即し、業務を安定的に行う能力を有すること。	18	18	業務遂行に必要な体制の確保(適正な組織、人員配置、責任体制)	8	4	55
	19	19	従事者の人材育成(研修体制)	5	3	
	20	20	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤(経営状況)	8	4	
	21	21	過去の類似事業の実績、評価	8	4	
	22	22	リスク管理の具体的対応策	5	3	
	23	23	個人情報保護・情報公開への対応	5	3	
	24	24	安全管理及び災害時・緊急時等の危機管理への対応	8	4	
	25	25	その他(継続性・安定性に関する提案)	8	4	
合 計				170点満点	標準点 90点	170